

「専利審査指南」(2010年2月1日より施行)	「専利審査指南改訂草案(意見募集稿)」 ¹
<p>第五部分第十章</p> <p>1. 序文</p> <p>専利法第61条2項は、専利権侵害紛争が実用新案専利又は意匠専利に係る場合、人民法院又は専利業務を管理する部門は専利権者又は利害関係人に、国家知識産権局が作成した専利権評価報告の提出を求めることができる。</p> <p>国家知識産権局は、専利権者又は利害関係人の請求により、関連実用新案専利又は意匠専利について検索を行い、当該専利が専利法及びその実施細則に規定された権利付与の要件満たすか否かについて分析して評価し、専利権評価報告を作成する。</p> <p>専利権評価報告は、人民法院又は専利業務を管理する部門が専利権侵害紛争を審理し、処理する時の証拠であり、主に人民法院又は専利業務を管理する部門が関連手続の中止が必要であるか否かを決定する際に用いられる。専利権評価報告は行政決定ではないため、専利権者又は利害関係者はこれをもって行政復審又は行政訴訟を提起することができない。</p>	<p>第五部分第十章</p> <p>1. 序文</p> <p>専利法第6166条2項は、専利権侵害紛争が実用新案専利又は意匠専利に係る場合、人民法院又は専利業務を管理する部門は専利権者又は利害関係人に、国家知識産権局が作成した専利権評価報告の提出を求めることができる。<u>専利権者、利害関係人又は被疑侵害者は専利権評価報告を自発的に提出することもできる。</u></p> <p>国家知識産権局は、専利権者又は利害関係人の請求により、関連実用新案専利又は意匠専利について検索を行い、当該専利が専利法及びその実施細則に規定された権利付与の要件満たすか否かについて分析して評価し、専利権評価報告を作成する。</p> <p>専利権評価報告は、人民法院又は専利業務を管理する部門が専利権侵害紛争を審理し、処理する時の証拠であり、主に人民法院又は専利業務を管理する部門が関連手続の中止が必要であるか否かを決定する際に用いられる。専利権評価報告は行政決定ではないため、<u>専利権者又は利害関係者請求人</u>はこれをもって行政復審又は行政訴訟を提起することができない。</p> <p>2.1 専利権評価報告の請求の主体及び時期</p> <p><u>実用新案又は意匠専利権を付与する決定の公告後、専利権者、利害関係人又は潜在的な被疑侵害者は国家知識産権局に専利権評価報告の作成を請求することができる。出願人は専利権登録の手続に際して国家知識産権局に専利権評価報告の作成を請求</u></p>

¹ 原文は国家知識産権局の公式サイト https://www.cnipa.gov.cn/art/2021/8/3/art_75_166474.html

<p>2.1 専利権評価報告請求の客体</p> <p>専利権評価報告請求の客体は、既に終了又は放棄された実用新案専利又は意匠専利を含む既に付与公告された実用新案専利又は意匠専利でなければならない。以下に掲げる状況で提出された専利権評価報告の請求は提出されなかったものとみなす。</p> <p>(1) 付与公告されていない実用新案専利出願又は意匠専利出願、</p> <p>(2) 既に専利復審委員会によって全部無効と宣告された実用新案専利又は意匠専利；</p> <p>(3) 国家知識産権局が既に専利権評価報告を作成した実用新案専利又は意匠専利。</p> <p>2.2 請求者の資格</p> <p>専利法実施細則第 56 条第 1 項の規定によると、専利権者又</p>	<p>することができる。</p> <p><u>実用新案又は意匠専利権が複数の専利権者の共有に係る場合、請求人は一部専利権者であってもよい。</u></p> <p><u>利害関係人とは、専利法第 65 条の規定に基づいて専利権侵害紛争について人民法院に訴えを提起し、又は専利業務を管理する部門に処理を請求する権原を有する者、例えば、専利の独占実施許諾契約の被許諾者及び専利権者に訴えをする権原が付与された専利の通常実施許諾契約の被許諾者などをいう。</u></p> <p><u>潜在的な被疑侵害者とは、被疑侵害者になる可能性のあるあらゆる単位又は個人をいう。</u></p> <p><u>上述の規定を満たさない場合、専利権評価報告の請求は提出されていないとみなす。</u></p> <p>2.21 専利権評価報告請求の客体</p> <p>専利権評価報告請求の客体は、既に終了又は放棄された実用新案専利又は意匠専利を含む既に付与公告された実用新案専利又は意匠専利でなければならない。以下に掲げる状況で提出された専利権評価報告の請求は提出されなかったものとみなす。</p> <p>(1) 付与公告されていない実用新案専利出願又は意匠専利出願、<u>ただし、出願人が登録手続をするときに専利権評価報告の請求を提出した場合は除く。</u></p> <p>(2) 既に専利復審委員会によって全部無効と宣告された実用新案専利又は意匠専利、</p> <p>(3) 国家知識産権局が既に専利権評価報告を作成した実用新案専利又は意匠専利。</p> <p>2.22 請求者の資格</p> <p>専利法実施細則第 56 条第 1 項の規定によると、専利権者又</p>
---	---

は利害関係人が国家知識産権局に専利権評価報告の作成を請求することができる。利害関係人とは、例えば専利独占実施許諾契約の被許諾人と専利権者に訴えをする権原が付与された専利通常実施許諾契約の被許諾人など、専利法第 60 条の規定に基づいて専利権侵害紛争について人民法院に訴えを提起し、又は専利業務を管理する部門に処理を請求する権利を有するものをいう。

請求人が専利権者又は利害関係人でない場合、その専利権評価報告請求がされていなかったものとみなす。実用新案又は意匠専利権が複数の専利権者の共有に係る場合、請求人は専利権者の一部であっても良い。

2.3 専利権評価報告請求書

専利権評価報告の作成を請求するときに、請求人は専利権評価報告請求書及び関連書類を提出しなければならない。

(1) 専利権評価報告請求書は、国家知識産権局が定めた様式表を使用しなければならない。請求書において、実用新案専利又は意匠専利の専利番号、発明創造の名称、請求人及び／又は専利権者の名称又は氏名を明記しなければならない。一件の請求は一件の実用新案専利又は意匠専利に限定しなければならない。

(2) 請求書において専利権評価報告の対応するテキストを明示しなければならない。当該テキストは付与公告とともに公布された実用新案専利書類又は意匠専利の書類、又は効力を生じた無効宣告請求審査決定において効力が維持された実用新案専利又は意匠専利の書類でなければならない。専利権評価報告の作成を請求する対象となる書類が、効力を生じた無効宣告請求審

~~は利害関係人が国家知識産権局に専利権評価報告の作成を請求することができる。利害関係人とは、例えば専利独占実施許諾契約の被許諾人と専利権者に訴えをする権原が付与された専利通常実施許諾契約の被許諾人など、専利法第 60 条の規定に基づいて専利権侵害紛争について人民法院に訴えを提起し、又は専利業務を管理する部門に処理を請求する権利を有するものをいう。~~

~~—請求人が専利権者又は利害関係人でない場合、その専利権評価報告請求がされていなかったものとみなす。実用新案又は意匠専利権が複数の専利権者の共有に係る場合、請求人は専利権者の一部であっても良い。~~

2.3 専利権評価報告請求書

専利権評価報告の作成を請求するときに、請求人は専利権評価報告請求書及び関連書類を提出しなければならない。

(1) 専利権評価報告請求書は、国家知識産権局が定めた様式表を使用しなければならない。請求書において、実用新案専利又は意匠専利の出願番号又は専利番号、発明創造の名称、出願人又は専利権者、請求人及び／又は専利権者の名称又は氏名を明記しなければならない。一件の請求は一件の実用新案専利又は意匠専利に限定しなければならない。

~~—(2) 請求書において専利権評価報告の対応するテキストを明示しなければならない。当該テキストは付与公告とともに公布された実用新案専利書類又は意匠専利の書類、又は効力を生じた無効宣告請求審査決定において効力が維持された実用新案専利又は意匠専利の書類でなければならない。専利権評価報告の作成を請求する対象となる書類が、効力を生じた無効宣告請求審~~

査決定において部分有効とされた実用新案専利書類又は意匠専利書類である場合、請求人は請求書において関連する無効宣告請求審査決定の決定番号を明示しなければならない。

(3) 請求人が利害関係人である場合、専利権評価報告請求の提出と同時に関連証明書類を提出しなければならない。例えば、請求人が専利の独占実施許諾契約の被許諾人である場合、専利権者と締結した専利独占実施許諾契約又はその写しを提出しなければならない。請求人が専利権者に訴えを提起する権原が授与された専利の通常実施許諾契約の被許諾人である場合、専利権者と締結した専利の通常実施許諾契約又はその写し及び専利権者に訴えを提起する権原が授与されたことに関する証明書類を提出しなければならない。前記専利の実施許諾契約が国家知識産権局に既に届けられている場合、請求人は専利の実施許諾契約を提出しなくてもよいが、請求書にその旨明示しなければならない。

専利権評価報告請求書が上述の規定を満たさない場合、国家知識産権局は指定期間内に補正することを請求人に通知しなければならない。

2.5 委託手続

専利権評価報告の請求に関する手続は、請求人又はその委任した専利代理機構によって行うことができる。専利法第 19 条第 1 項の規定により専利代理機構に委任すべき請求人が、規定に従って委任しなかった場合、国家知識産権局は指定期間内に補正するよう通知する。

~~査決定において部分有効とされた実用新案専利書類又は意匠専利書類である場合、請求人は請求書において関連する無効宣告請求審査決定の決定番号を明示しなければならない。~~

~~(3) 請求人が利害関係人である場合、専利権評価報告請求の提出と同時に関連証明書類を提出しなければならない。例えば、請求人が専利の独占実施許諾契約の被許諾人である場合、専利権者と締結した専利独占実施許諾契約又はその写しを提出しなければならない。請求人が専利権者に訴えを提起する権原が授与された専利の通常実施許諾契約の被許諾人である場合、専利権者と締結した専利の通常実施許諾契約又はその写し及び専利権者に訴えを提起する権原が授与されたことに関する証明書類を提出しなければならない。前記専利の実施許諾契約が国家知識産権局に既に届出されている場合、請求人は専利の実施許諾契約を提出しなくてもよいが、請求書にその旨明示しなければならない。~~

(3) 請求人が潜在的な被疑侵害者である場合、弁護士書簡などの証明書類を提出しなければならない。

専利権評価報告請求書が上述の規定を満たさない場合、国家知識産権局は指定期間内に補正することを請求人に通知しなければならない。

2.5 委託手続

専利権評価報告の請求に関する手続は、請求人又はその委任した専利代理機構によって行うことができる。専利法第 ~~19~~18 条第 1 項の規定により専利代理機構に委任すべき請求人が、規定に従って委任しなかった場合、国家知識産権局は指定期間内に補正するよう通知する。

請求人が専利権者で、かつ専利代理機構に全般代理を委託したにもかかわらず、専利権評価報告を請求するとき他の専利代理機構に関連手続を行うことを委託した場合、委任権限が専利権評価報告に係る手続に限ることを明記した委任状を改めて提出しなければならない。委任手続が規定を満たさない場合、国家知識産権局は指定期間内に請求人に補正を求め、期間を経過しても補正しなかった又は指定期間内での補正が規定を満たさない場合、委託はなかったものとみなす。本人が手続する場合、本人は専利権評価報告に係る手続のみを処理することを説明しなければならない。

請求人が利害関係人で、かつ専利代理機構に委任して手続をする場合、委任権限が専利権評価報告に係る手続に限ると明記した委任状を提出しなければならない。委任手続が規定を満たさない場合、国家知識産権局は請求人に指定期間内での補正を求める。期間を経過しても補正しなかった又は指定期間内での補正が規定を満たさない場合、委託はなかったものとみなす。

2.6 方式審査後の処理

……

専利法実施細則第 57 条の規定に基づいて、専利権評価報告が作成される前に、複数の請求人が同一の実用新案専利又は意匠専利について専利権評価報告の作成の請求がそれぞれ提出した場合、国家知識産権局はいずれも受理するが、専利権評価報告は 1 部だけを作成する。

4. 専利権評価報告

請求人が~~専利権者で、かつ~~専利代理機構に~~全般代理を委託したにもかかわらず、~~専利権評価報告~~の~~を請求~~するとき他の専利代理機構~~に関連手続~~を行うこと~~を委託した場合、委任権限が専利権評価報告に係る手続に限ることを明記した委任状を~~改めて~~提出しなければならない。委任手続が規定を満たさない場合、国家知識産権局は指定期間内に請求人に補正を求め、期間を経過しても補正しなかった又は指定期間内での補正が規定を満たさない場合、委託専利権評価報告の請求はなかったものとみなす。出願人又は専利権者が原専利代理機構に専利権評価報告手続を委託する場合、専利代理委任状を提出する必要はない。本人が手続する場合、本人は専利権評価報告に係る手続のみを処理することを説明しなければならない。

~~請求人が利害関係人で、かつ専利代理機構に委任して手続をする場合、委任権限が専利権評価報告に係る手続に限ると明記した委任状を提出しなければならない。委任手続が規定を満たさない場合、国家知識産権局は請求人に指定期間内での補正を求める。期間を経過しても補正しなかった又は指定期間内での補正が規定を満たさない場合、委託はなかったものとみなす。~~

2.6 方式審査後の処理

……

専利法実施細則第 5763 条の規定に基づいて、専利権評価報告が作成される前に、複数の請求人が同一の実用新案専利又は意匠専利について専利権評価報告の作成の請求がそれぞれ提出した場合、国家知識産権局はいずれも受理するが、専利権評価報告は 1 部だけを作成する。

4. 専利権評価報告

国家知識産権局は合格している専利権評価報告請求書と請求費を受け取った後 2 月以内に専利権評価報告を発行しなければならない。

.....

専利権評価報告は国家知識産権局が統一して制定した標準様式表を使用し、作成後、審査官と審査承認者とが共同して捺印し、加えて「中華人民共和国国家知識産権局専利権評価報告専用章」を押印する。

4.2 専利権評価報告の発送

専利権評価報告が作成された後、請求人に送付しなければならない。

5. 専利権評価報告の閲覧と複写

専利法実施細則第 57 条の規定により、国家知識産権局が専利権評価報告を作成した後、いかなる単位又は個人でも閲覧又は複製することができる。閲覧、複製に係る手続は本指南第五部分第四章第 5.3 節の規定を参照する。

6.2 更正手続の起動

.....

(2) 請求人による起動の請求

請求人は、作成された専利権評価報告に更正すべき誤りがあると認めた場合、専利権評価報告を受領した日から 2 月以内に

国家知識産権局は合格している専利権評価報告請求書と請求費を受け取った後 2 月以内に専利権評価報告を発行しなければならない。ただし、出願人が専利権登録の手續に際して専利権評価報告の作成を請求し、かつ方式審査に合格した場合、国家知識産権局は権利付与公告日から 2 月以内に専利権評価報告を作成しなければならない。

.....

専利権評価報告は国家知識産権局が統一して制定した標準様式表を使用し、作成後、審査官と審査承認者とが署名共同して捺印し、加えて「中華人民共和国国家知識産権局専利権評価報告専用章」を押印する。

4.2 専利権評価報告の発送

専利権評価報告が作成された後、請求人に送付しなければならない。請求人が専利権者ではない場合、国家知識産権局は専利権評価報告の作成のことを専利権者に告知しなければならない。

5. 専利権評価報告の閲覧と複写

専利法実施細則第 5763 条の規定により、国家知識産権局が専利権評価報告を作成した後、いかなる単位又は個人でも閲覧又は複製することができる。閲覧、複製に係る手続は本指南第五部分第四章第 5.3 節の規定を参照する。

6.2 更正手続の起動

.....

(2) 請求人による起動の請求

請求人は、作成された専利権評価報告に更正すべき誤りがあると認めた場合、専利権評価報告を受領した日から 2 月以内に

更正の請求を申立てることができる。

更正の請求を申し立てることができる。請求人が専利権者ではない場合、専利権者は上述期間内に更正の請求を申立てることができる。期間経過後に提出した場合、その請求は申立てなかったものとみなす。